

# 新潟県知事選挙

選挙権年齢が  
満18歳以上に

【投票日】

6月10日(日)

【投票時間】

午前7時から  
午後6時まで

—投票には投票所入場券を忘れずに—

入場券が届かなかったり、入場券をなくした場合でも選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

「きけん」

しないで

投票しましょう。

立候補者が1名の場合は、無投票となります。

投票所		対象地区(行政区)
第1投票所	弥彦体育館	弥彦・走出・上泉
第2投票所	サン・ビレッジ弥彦	麓一区・麓二区 境江・村山・観音寺
第3投票所	弥彦村役場	井田・山岸・山崎・中山 矢作・荻野・平野・鮎穴
第4投票所	夢の木はうす	美山・川崎・大戸・峰見

## ●期日前投票

【期間】

5月25日(金)～6月9日(土)

午前8時30分～午後8時

投票日に用事があって投票所に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

会場に備え付けの宣誓書の記入が必要となります。

ハンコは不要です。

【会場】 役場 1階 大ホール

【持ち物】 投票所入場券(届いている場合)

## ●不在者投票

弥彦村の選挙人名簿に登録されていて、出張などで他市町村に滞在している人や県選挙管理委員会が指定した病院・施設に入院(入所)している人は不在者投票ができます。他市町村に滞在している人は弥彦村選挙管理委員会に、病院・施設に入院(入所)している人は施設の職員等に早めにお問い合わせください。

※告示前でも投票用紙の請求ができます。

## ●代理投票

本人が投票用紙に記入できない場合は、投票所の係員による代筆が可能です。投票所内の受付でお申し出ください。

## ●開票は即日開票

○会場 弥彦村農村環境改善センター

○時間 午後8時から

※一般参観人は、先着順で60名までです。

お問い合わせ：弥彦村選挙管理委員会

電話番号 0256-94-3131

## ●投票できる人

【選挙権】

- ①日本国民で平成12年6月11日までに生まれた人
- ②平成30年2月23日までに弥彦村に住民登録をし、引き続き3か月以上お住まいの人

【住所異動した人の投票所】

○村内転居

平成30年5月11日までに転居手続きをした人は、新しい住所地の投票所

平成30年5月12日以降に転居手続きをした人は、転居前の住所地の投票所

○県内の他市町村からの転入

平成30年2月24日以降に転入手続きをした人は、弥彦村で投票することはできませんが、住民票担当窓口で発行する「引き続き県内の市町村内に住所を有する旨の証明書」を転入前の住所地の投票所に提示すれば、同投票所で投票できます。

なお、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが条件です。

○県外からの転入者

平成30年2月24日以降に転入手続きをした人は投票できません。

## ●郵便投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちの人で、下記の表に該当する場合は、郵便投票をすることができます。

	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹または移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がい	1級または3級
	免疫または肝臓の障がい	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢または体幹の障がい	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がい	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護5	

※上記の表に該当して郵便投票を希望する人は、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受ける必要があります。早めの請求、申請をお願いします。

詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

